

2016年10月11日

設備の改造導入・設置に関わるリースを行なう会社の募集について

株式会社はくばく

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の新商品開発事業（麦類）が採択されました。

事業の内「新商品の製造等に必要な機械の開発・改良等」で小規模精麦（大麦の搗精）プラントを設置し新商品の試験加工及び新商品の製造（試作品を含む）を予定しています。

つきましては、設備の改造及び導入、設置工事、電気工事を含んだ下記の機械・設備費用を「小規模精麦プラント一式」としてリースを行える会社を募集いたします。

1. 募集期間 2016年10月11日～2016年10月21日

2. 機械・設備等の概略内訳（各費用は建屋改修費用を除く）

- ①精選設備 セパレータ及び石抜き機
- ②搬送機 パケットエレベータ 4基
- ③搗精機 研削式搗精機 2基
- ④集塵機 1基
- ⑤上記設備設置及び板金・接続。集塵ダクト等のユーティティ工事費用 一式
- ⑥上記設備等への動力供給・制御に関する電気工事費用 一式
- ⑦上記設備の導入前改造費用 一式

3. 募集する会社

- ・現在、農林水産省の機関から役務契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- ・「機械・設備等の内訳」における①～⑧を、設備一式でリースが可能な会社。
- ・全国米麦改良協会により指定承認が可能なリース会社。（銀行系ファイナンス等）

4. 見積条件

法定耐用年数10年 ／ 貸付期間7年

5. 申立書送付期限

2016年10月21日必着でメールにPDF形式で「別記様式第1号 契約に係る指名停止等に関する申立書」を添付し送付してください。

6. 契約に係る指名停止等に関する申立書送付先及びお問い合わせ先

設備詳細及び設備費用は、下記担当にメールでお問い合わせください。

担当 経理グループ 大木 ohki.takeshi@hakubaku.co.jp

以上

別記様式第1号

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

株式会社はくばく 殿

所 在 地  
会 社 名  
代 表 者 氏 名 印

当社は、貴殿発注の役務契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申立てません。

注1： ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

注2： この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

注3： 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。